

八王子市立東浅川小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等のための基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立東浅川小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての教職員が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも、被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・解決・継続しての見守り・指導への取り組みを徹底する。
- 令和7年度の重点項目
毎月実施する「生活アンケート」、「子ども見守りシート」、子どもからの「先生、あのね…」等も生かして、「学校いじめ対策委員会」の機能を、点検しながら、充実した組織として十分に機能させる。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の醸成を、さらにすすめること。
- 教職員の意識向上と組織的な対応を徹底すること。
- いじめを許さない指導を、さらに一層、充実させること。
- 子どもが、主体的に行動しようとする意識や態度を育成する取り組みを、さらに充実させること。
- 学校運営協議会とも連携して、保護者や地域、関係機関、スクールロイヤー等との連携を、常にすすめること。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週月曜日 14時35分から
- 構成員 校長、副校長、養護教諭、SC、各担任、専科
(学校いじめ対策委員会のコーディネーターが、いじめ対策委員会の進行や議事録の記録を務めます。)
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 把握…いじめが疑われる事実を、「学校いじめ対策委員会」に報告。
- 事実の有無の確認…いじめの事実の有無の確認。
- 認知…「学校いじめ対策委員会」で、いじめであるか否かを判断。
- 対応…認知したいじめについて、対応を協議し、組織的に対応。
保護者に情報提供と、学校としての対応の連絡。
- 解消判断…いじめが止んでいる状態が3か月以上継続。
被害児童が心身の苦痛を感じていない。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月13日 「いじめの定義」「いじめ対策委員会の流れ」
「令和8年度いじめ基本方針確認」
- 8月31日 「スクールロイヤーによるいじめ対応校内研修」
- 1月18日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 6月9日～30日（いのちの大切さを共に考える日）
1～6年…道徳授業：いじめ・人権にかかわる授業を実施
- 11月4日～28日（ふれあい月間）
1～6年…各授業：いじめ・人権にかかわる内容を取り扱う
- 1月29日（学校公開）…セーフティ教室
3・4・5・6年…東京都ファミリーール：インターネット上のコミュニケーションについて

SOSの出し方に関する授業

- いのちの大切さを共に考える日
6月9日…校長講話「いのちの大切さ」
- 7月1日～18日（各クラス）
DVD「自分を大切にしよう（SOSの出し方に関する教育）」を使った授業の実施

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 校長講話「いのちの大切さ」
- 学校運営協議会会長から
みんなの心をつなぐ「なかよし映画会」
- ・1・2年生「いじめはぜったいわるい！」
- ・3年生「ともだちの声が聴こえる？」
- ・4年生「プレゼント」
- ・5年生「いじめ 心の声に気づく力！」
- ・6年生「いじめと戦おう」

児童の自己肯定感を高める取組

- ユニバーサルデザインの導入と定着
- ・授業の構造化（見通しの提示）
自分で考える → 伝え合う・聴き合う →
自分の中に取り込む → 自分でまとめる
- ・視覚化と音声化
- 特別活動の充実
- ・達成感と自己有用感の醸成
- ・協力や互いの信頼を高め合う活動

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。